

令和 8 年度ホームヘルパー等補助者同行支援補助金交付要綱

8 福祉障地第 3 0 号

令和 8 年 7 月 6 日

(通則)

第 1 条 東京都（以下「都」という。）は、障害福祉現場におけるカスタマーハラスメント対策推進事業実施要綱（令和 8 年 3 月 3 0 日付 7 福祉障地第 1 3 5 9 号。以下「実施要綱」という。）に基づき、訪問系障害福祉サービス等を行う事業者が、利用者又はその家族及び同居人からのカスタマーハラスメントに対応するため、複数名の訪問者によるサービス提供を行った際に同行者に支払う謝金に対し、予算の範囲内において補助を行うものとし、その補助金の交付については東京都補助金等交付規則（昭和 3 7 年東京都規則第 1 4 1 号）の規定によるもののほか、本要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 本要綱は、実施要綱の規定に基づき実施する令和 8 年度ホームヘルパー等補助者同行支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、もって事業の適正な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 本要綱において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「総合支援法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の（1）から（7）までに掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 利用者

障害福祉サービス等を利用する者又は利用しようとする者

(2) 利用者等

利用者又はその家族及び同居人

(3) ホームヘルパー等

利用者の居宅を訪問し、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除などの家事等を提供する者及び要介護者や要支援者の相談や心身の状況に応じ、障害福祉サービスを受けられるようにサービス等利用計画（障害福祉サービス等の提供についての計画）の作成や区市町村並びに障害福祉サービス事業者との連絡調整を行う者

(4) 障害福祉サービス等

ホームヘルパー等が利用者の居宅を訪問し、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除などの家事等を提供する行為及び要介護者や要支援者の相談や心身の状況に応じ、障害福祉サービスを受けられるようにサービス等利用計画（障害福祉サービス等の提供についての計画）の作成や区市町村並びに障害福祉サービス等事業者との連絡調整を行う行為

(5) 同行者

利用者等からのカスタマーハラスメントに対応するため、主に障害福祉サービス等を提供する者に同行する者をいう。

また、障害福祉サービス等を提供するか否かは問わない。

(6) 著しい迷惑行為

暴行、脅迫その他の違法な行為又は正当な理由がない過度な要求、暴言その他の不当な行為をいう。

(7) カスタマーハラスメント

利用者等からホームヘルパー等に対する著しい迷惑行為であつて、就業環境を害するものをいう。

(実施主体)

第4条 本事業の実施主体は、都とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる法人等に事業の一部を委託して実施することができるものとする。

(補助対象経費)

第5条 本要綱による補助対象経費は、事業者が実施要綱第3条(5)に掲げる内容の事業の実施に要する経費であつて、別記1の1に定めるものとする。また、次の(1)から(3)までに掲げる要件のいずれにも該当することを要件とする。

- (1) 利用者等によるカスタマーハラスメントが発生している又は発生するおそれがあることから、ホームヘルパー等の安全を確保するため、複数人による訪問が必要であること。
- (2) 利用者からの暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められ、複数人による訪問が必要なケースにもかかわらず、複数人による訪問を行うことに利用者等の同意が得られないことについて、相当の理由があり、障害福祉サービス等報酬の加算等が適用できないこと。
- (3) 補助の対象となる謝金を受領する同行者が、実施要綱第3条(4)に定める別途都が実施する職員等を対象にハラスメントに関する知識や対応方法等に関するセミナー（以下「セミナー」という。）を聴講すること。ただし、セミナーの配信開始後に同行する同行者に限る。

(対象となる事業所)

第6条 都内に所在する別表に定める事業所とする。ただし、国又は地方公共団体が設置する事業所（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものを含む。）は除く。

(交付額の算定)

第7条 補助金の額の算定方法は、別記1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第8条 本補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に係る書類を添付して、別に定める日までに東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。なお、申請は、事業所単位で行うものとする。

(交付の決定等)

第9条 知事は、前条による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認める場合は、次条に掲げる条件を付して補助金の交付を決定し、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第10条 前条の規定に基づく決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、本補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合の手続は、第8条の規定に準じて、変更交付申請書（別記様式第2号）により、事情の変更した日から知事が指定した日までにこれを行うものとする。

(補助条件)

第11条 補助金の交付に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記2の補助条件を付するものとする。

(申請の撤回)

第12条 申請者は、補助金の交付の決定の内容又は付された条件に異議があるときは、交付の決定の通知受領後14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の撤回をすることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（別記様式第3号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

また、補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに消費税仕入控除税額報告書（別記様式第4号）を提出しなければならない。この場合、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額相当額の全部又は一部を返還させることができる。

(補助金の額の確定等)

第14条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容

及び付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第15条 知事は、前条による補助金の額確定後、速やかに補助金を支払うものとする。

(暴力団の排除)

第16条 次の(1)から(3)までに掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者があるもの
- (3) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)又はこれらの法律に基づく命令に違反する事実がある法人。

附 則(8福祉障地第30号)

本要綱は、決定の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(別表) 対象となる事業所

サービス名	コード
・ 居宅介護	A
・ 重度訪問介護	B
・ 同行援護	C
・ 行動援護	D
・ 重度障害者等包括支援	E
・ 自立生活援助	F
・ 計画相談	G
・ 地域移行支援	H
・ 地域定着支援	I
・ 居宅訪問型児童発達支援	J
・ 保育所等訪問支援	K
・ 障害児相談支援	L

※国又は地方公共団体が設置する事業所（地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものを含まない。）は除く。

(別記 1) 補助金の額の算定方法

1 補助対象経費

本補助金の交付対象となる経費は、下表の第 1 欄に定める経費とする。

また、令和 8 年 4 月 1 日から実績報告書を提出した日までの期間に係る経費を対象とする。

2 補助対象額

本補助金の補助対象額は、下表の第 2 欄に定める補助対象額とする。

3 交付額

本補助金は、対象となる事業所ごとに、下表の第 2 欄に定める補助対象額と、上記 1 の補助対象経費として事業所が支出した額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額を選定し、これに下表の第 3 欄に定める補助率を乗じて得た額を都の予算の範囲内において交付するものとする。

また、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(表)

1 補助対象経費	2 補助対象額	3 補助率
訪問系障害福祉サービス等を行う事業者が、カスタマーハラスメントに対応するため複数人による訪問を行った際に同行者に支払う謝金	1 回の障害福祉サービス等に要した時間及び訪問先と事業所との往復の時間に対する給与相当額。 ただし、時間単価 1,700 円を上限とする。	4 分の 3

（別記２）補助条件

1 事情変更による決定等の取消し

補助金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 承認事項

次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

（１）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（２）事業の内容を変更しようとするとき。

（３）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

（１）知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。

（２）（１）の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 是正のための措置

（１）知事は、本補助要綱第１４条の調査等の結果、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置を取ることを命じるものとする。

（２）本補助要綱第１３条の規定による実績報告は、（１）の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

6 決定の取消し

（１）知事は、補助事業者が次のアからオまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付決定

の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

エ 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処された場合

オ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、本補助要綱第16条に定める暴力団員等に該当するに至ったとき。

（2）（1）の規定は、本補助要綱第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

7 補助金の返還

（1）知事は、1又は6の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、期限を定めて返還を命じるものとする。

（2）本補助要綱第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

8 違約加算金

（1）補助事業者は、1又は6の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（2）（1）の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金額の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

9 延滞金

補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

なお、8（2）の規定は延滞金に準用する。

1 0 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

1 1 関係書類及び帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

1 2 他の補助金等との重複の禁止

本要綱による補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。